

国立研究開発法人物質・材料研究機構 中長期目標等の変更について

1. 変更の背景及び必要性

- 令和2年6月、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくための科学技術基本法等の一部を改正する法律が成立した。これにより、科学技術基本法は、対象に「人文科学のみに係る科学技術」、「イノベーションの創出」が追加されるとともに、研究開発法人・大学等の責務規定等が追加され、令和3年4月より「科学技術・イノベーション基本法」として施行される。
- また、産学官連携を活性化するため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律も合わせて改正された。研究開発法人による出資の範囲が拡大され、物質・材料研究機構においては、令和3年4月より、法人発ベンチャーに加えて、成果活用等支援法人への出資が可能となる。
- さらに、令和3年3月で科学技術基本計画（第5期；平成28年度～令和2年度）の運用が終了する見込みとなっている。現在、内閣府において、次期基本計画案の検討が進められており、同年4月より科学技術・イノベーション基本計画（第6期；令和3年度～令和7年度）の運用が開始される予定である。
- また現在、内閣府において、マテリアル戦略TF及び有識者会合が開催されており、政府の新たな研究開発戦略として、「マテリアル戦略」（仮称）が検討されている。同戦略においては、共通的なマテリアルデータの収集・蓄積・流通・利活用のため、物質・材料研究機構に日本全国のマテリアルデータを集約するためのデータ中核拠点を構築することとされる見込みである。
- これらの内容を、令和3年度からの物質・材料研究機構の中長期目標等に反映させる必要がある。

2. 主な変更内容

- ①科学技術基本法の改正及び科学技術・イノベーション基本計画の策定に伴う変更
 - ・ 研究開発法人・大学等の責務の追加
 - ・ 科学技術基本計画から科学技術・イノベーション基本計画への変更
 - ②科学技術・イノベーション活性化法等の改正に伴う変更
 - ・ 成果活用等支援法人に対する出資並びに人的及び技術的援助の追加
 - ③マテリアル戦略の策定に伴う変更
 - ・ マテリアルデータを持続的・効果的に創出・蓄積・流通・利活用するための基盤（プラットフォーム）の構築
 - ④その他の変更
 - ・ 改元に伴う変更（平成→令和）
- 等

3. 今後の見通し

令和2年12月7～10日 第16回物質・材料研究機構部会

令和3年1月中旬 第18回国立研究開発法人審議会総会

1月下旬 総務省独法評価制度委員会

2月中旬 CSTI及び財務省との協議

2月下旬 新中長期目標 大臣決定

3月下旬 新中長期計画 大臣認可

4月1日 科学技術・イノベーション基本法 施行

科学技術・イノベーション活性化法及び施行令 施行

科学技術・イノベーション基本計画（第6期基本計画） 運用開始

マテリアル戦略（仮称） 運用開始

新中長期目標・新中長期計画 運用開始